

## CONTENTS

page	
1	重点監督を実施する方針 裁量労働制の自主点検結果
2	<b>特集</b> 新様式は2枚構成に 法改正で36協定はどうか？
4	<b>TOPICS</b> ●ハローワークに苦情 「求人票の内容が実際と異なる」3,362件 ●健康情報の取り扱いに新たなガイドライン ●パワハラ・セクハラ規程を作成する企業が急増 ●争議の総件数は8年連続減少
6	働き方改革で、こう変わります！ 年次有給休暇の時季指定義務
7	人事労務の法律ミニ教室 退社命令に応じない社員の残業は認めなくていい？
8	ちょっと教えて！老齢年金 離婚しても夫の年金を分けてもらえる？
8	労務ひとこと 安全で健全な高齢者の職場を

## 重点監督を実施する方針

# 裁量労働制の自主点検結果

厚生労働省は8月、裁量労働制の自主点検の結果をとりまとめ公表しました。これは裁量労働制を採用している事業所において、法令に従った運用がなされているかどうかを事業主みずから自主点検してもらったものです。

今回対象となったのは全国1万2,167事業場（企画業務型2,917事業場・専門業務型9,250事業場）で、このうち報告書を提出したのは1万793事業場でした。

自主点検項目のうち、問題が多く見られたのは右のようなものです。これらの結果をふまえて、報告書未提出の事業場や運用の改善が必要な事業場などに対して重点監督を実施する方針です。

### 自主点検で問題が多かったもの

#### <企画業務型> カッコ内は報告書提出事業場数 2,789 に対する割合

・個別の営業活動など、対象業務以外の業務に就かせている ・対象労働者の業務に対象業務以外の業務が含まれている	74 事業場 (2.7%)
・日常的に上司が具体的な指示をしたり、業務遂行の手段について指示する場合がある ・始業・終業時刻を定めており、それを遵守させる場合がある ・業務量が過大であったり、期日の設定が不適切	71 事業場 (2.5%)
・決議を周知していない、対象労働者のみに周知	56 事業場 (2.0%)

#### <専門業務型> カッコ内は報告書提出事業場数 8,004 に対する割合

・対象業務以外の業務に就かせている ・対象労働者の業務に対象業務以外の業務が含まれている	211 事業場 (2.6%)
・最長の者の労働時間の状況が相当程度長い	354 事業場 (4.4%)
・法定休日労働、深夜労働がある場合で 36協定（休日）が未締結、割増賃金が未払 法定休日労働時間・深夜労働時間を把握していない	335 事業場 (4.2%)
・健康・福祉確保措置が未実施、一部未実施	184 事業場 (2.3%)
・労使協定を周知していない、対象労働者のみに周知	389 事業場 (4.9%)